

情報誌「水土里ネットちば」(秋号)Vol.332 の修正について

令和3年10月27日発行の情報誌に間違いがありましたので、下記のとおり、修正をお願いします。

p. 17 「土地改良区に係る運営及び検査について(パート10)」

(訂正箇所:規約例第32条 項→号)

【誤】

規約改正案	規約例(現行:農林水産省)
<p>(執務時間) 第 32 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。</p> <p>一 執務時間 午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。</p> <p>二 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。</p> <p>三 業務の都合により、<u>第1項</u>の<u>所定労働時間</u>を超え、又は<u>第2項</u>の<u>所定休日</u>に労働させることがある。</p>	<p>(執務時間) 第 32 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。</p> <p>一 執務時間 午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。</p> <p>二 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。</p> <p>【備考】 執務時間及び休日については、地域の実情に応じて適宜定めることとする。</p>

【正】

規約改正案	規約例(現行:農林水産省)
<p>(執務時間) 第 32 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。</p> <p>一 執務時間 午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。</p> <p>二 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。</p> <p>三 業務の都合により、<u>第1号</u>の<u>所定労働時間</u>を超え、又は<u>第2号</u>の<u>所定休日</u>に労働させることがある。</p>	<p>(執務時間) 第 32 条 この土地改良区の執務時間及び定例休日は、次のとおりとする。</p> <p>一 執務時間 午前8時半より午後5時までとし、正午より1時間は休憩時間とする。</p> <p>二 休日 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律第3条に定める休日のほか、12月29日から翌年1月3日までの期間とする。</p> <p>【備考】 執務時間及び休日については、地域の実情に応じて適宜定めることとする。</p>